

「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例」等 の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例…………… 1
- 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱い…………… 3

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新規上場申請者及び上場会社（外国会社を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場審査料等の特例)

第2条 新規上場申請者（当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めた者に限る。）が支払う上場審査料又は予備審査料の取扱いは当取引所が定める。

(株券上場審査基準の特例)

第3条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第8号c又は同基準第6条第1項第4号bに適合しない者に限る。）が、株券の上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは当取引所が定める。

2 前項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。

(上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)

第4条 市場第二部銘柄である上場株券を発行する上場会社（上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第8号cに適合しない者に限る。）が、当該上場株券等の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは当取引所が定める。

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

第5条 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号の規定の適用については、次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(株券上場廃止基準の特例)

第6条 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となったとき又は上場会社が直前事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項第5号の規定の適用については、次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- 2 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となったとき又は上場会社が直前事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の規定の適用については、次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- 3 上場会社が連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度とする。以下この項において同じ。）における営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2の規定の適用については、次のとおりとする。

(4)の2 業績

最近4連結会計年度（上場後3年以内に終了する連結会計年度又は連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときの当該連結会計年度を除く。）における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、連結会計年度における営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときの当該連結会計年度の期間を除いて1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

付 則

1. この特例は、令和2年4月21日から施行する。
2. 第5条及び第6条の規定は、令和2年3月13日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程 の特例の取扱い

1 第2条（上場審査料等の特例）関係

有価証券上場規程に関する取扱い要領10(1) c 又は10の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請又は予備申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあっては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により新規上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

2 第3条（株券上場審査基準の特例）関係

- (1) 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2(7)（同取扱い8(4)において準用する場合を含む。以下この(1)において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2(7) d 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。
- (2) 第1項の規定の適用を受けるセントレックスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い6(4)の規定の適用については、同(4) b 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

3 第4条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係

第4条の規定の適用を受ける上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(7)の規定の適用については、同取扱い2(7) b の規定において準用する株券上場審査基準の取扱い2(7) d の規定の適用について準用する。

4 第5条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)（cを除く。）及び(5) d の規定は、第5条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1(4) d 中「第5号ただし書」とあるのは「第5号」と読み替える。

5 第6条（株券上場廃止基準の特例）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)の規定は、第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1(4) c 中「1年」とあるのは「2年」と読み替える。

- (2) 株券上場廃止基準の取扱い3(4)において準用する同取扱い1(4)の規定は、第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1(4)中「第5号」とあるのは「第4号」と、同(4)c中「1年」とあるのは「2年」と読み替える。
- (3) 株券上場廃止基準の取扱い3(5)の規定は、第3項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い3(5)中「第4号の2」とあるのは「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第6条第3項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の2」と、同取扱い3(5)中「4連結会計年度」とあるのは「4連結会計年度（連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると当取引所が認めたときの当該連結会計年度を除く。）」と読み替える。
- (4) 第6条の規定の適用を受ける上場会社についての株券上場廃止基準の取扱い5の規定の適用については、同取扱い5(1)f中「第2条第1項第5号（同条第3項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号若しくは第4号の2（同条第3項第1号による場合を含む。）」とあるのは「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第6条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は同基準第2条の2第1項第4号若しくは第4号の2」とする。

付 則

この特例は、令和2年4月21日から施行する。